

法務省

法務省

表 8 - 1 法務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	法務省政策評価に関する基本計画（平成20年3月28日策定）	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成20年度から22年度までの3年間
	事前評価の対象等	<p>事前評価における評価の方式は、事業評価方式とする。 事前評価の実施対象は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。） 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策 新規の政策のうち、政策評価企画室又は政策所管部局において、事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの
	事後評価の対象等	<p>事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につきその事後検証として行う評価・検証を除く。）における評価の方式は、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とする。</p> <p>また、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行うものとする。</p> <p>事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につきその事後検証として行う評価・検証を除く。）は、原則として、政策体系に掲げる「施策」であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1年から3年程度の周期で評価対象に選定して行うものとする。</p>
	政策評価の結果の政策への反映	<p>政策評価企画室は、政策評価の結果を速やかに取りまとめて政策所管部局及び大臣官房秘書課組織係、同人事課、同会計課及び同施設課（以下「予算等担当部署」という。）に通知し、政策所管部局においては、当該評価結果を政策に適切に反映させるよう検討し、予算等担当部署においては、政策評価と予算・決算の連携を強化する観点から、当該評価結果を予算要求等に関する基礎資料等として用いるなど、必要かつ相当な範囲で活用することにより、政策評価の結果が、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、これに適切に反映されるよう努めるものとする。</p>
国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>政策評価に関する外部からの意見・要望については、法務省のホームページにおいて受け付けるほか、投書及び電話等によるものについても、政策評価企画室において随時受け付けるものとする。また、寄せられた意見・要望については、同室から関係する政策所管部局へ回付する。</p>	
実施計画の名称	法務省事後評価の実施に関する計画（平成20年3月28日策定） 平成21年1月23日改定 平成21年3月31日改定	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>実績評価：7施策 事業評価：2施策 総合評価：5施策</p>
	未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 8 - 2 法務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：7件 〔表8-3-ア〕	新規採択事業とし ての要件を満たし ている	7	評価結果を踏まえ、評価対象事 業（施策）を実施することとし た（実施することを予定） うち概算要求に反映 7 うち機構・定員要求に反映 0		
	事業評価方式：1件 （規制）〔表8-3-イ〕	評価の結果、規制の 改正が妥当	1	評価結果を踏まえ、規制の改正 が行われた		
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 （法第7条第2 項第1号）	実績評価方式：7件 〔表8-3-ウ〕	そのまま継続 が妥当	5	評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き進める こととした 【引き続き推進】 うち概算要求に反映 5 うち機構・定員要求に反映 0	
		{ 実績評価方式：7件 } 〔表8-3-エ〕				見直し・改善が 必要
			政策の廃止、休 止又は中止が妥 当	0	評価対象政策を廃止、休止 又は中止したもの 【廃止・休止・中止】	
				うち、機構・定 員要求に反映	3	機構・定員要求に反映 3 うち機構要求に反映 1 うち定員要求に反映 2
		事業評価方式：2件 〔表8-3-オ〕		所期の成果を得る ことができた	2	今後も同様の結果が得られる よう努める
		{ 事業評価方式：2件 } 〔表8-3-カ〕				
		{ 総合評価方式：5件 } 〔表8-3-キ〕				
		未着手 （法第7条第2 項第2号イ）	該当する政策なし			
		未了 （法第7条第2 項第2号ロ）	該当する政策なし			
		その他の 政策 （法第7条第2 項第3号）	該当する政策なし			

（注）{ } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 8 - 3 法務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、以下の 7 事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 26 日に「平成 20 年度法務省事前評価実施結果報告書」として公表。

表 8 - 3 - ア 新規採択事業等を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
	{ - 14 - (2)}
1	松戸法務総合庁舎新営工事
2	甲府法務総合庁舎新営工事
3	郡山第2法務総合庁舎新営工事
4	仙台少年鑑別所新営工事
5	大阪拘置所新営工事
	{ - 3 - (1)}
6	法務に関する調査研究(家庭内の重大犯罪に関する研究)
7	法務に関する調査研究(覚せい剤事犯者の再犯防止対策に関する研究)

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html) の表 8 - 4 - 参照。
2 評価対象政策名の上の { } 内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 9 月 4 日に「規制影響分析書」として公表。

表 8 - 3 - イ 規制を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
1	債権管理回収業に関する特別措置法施行令の一部改正 { - 9 - (3)}

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html) の表 8 - 4 - 参照。
2 評価対象政策名の右の { } 内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

2 事後評価

- (1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。
実績評価方式を用いて、平成 19 年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、7 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 26 日に「平成 19 年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 8 - 3 - ウ 実績評価方式により事後評価した政策

評価対象政策		評価結果の反映状況
1	検察権行使を支える事務の適正な運営	引き続き推進
2	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	引き続き推進
3	保護観察対象者等の改善更生	引き続き推進
4	犯罪予防活動の助長	改善・見直し
5	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための	引き続き推進

	業務の実施	
6	人権の擁護	改善・見直し
7	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html) の表 8 - 4 - 参照。

- (2) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。実績評価方式を用いて、平成 20 年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、7 施策を対象として評価を実施中（平成 21 年 8 月公表予定）。

表 8 - 3 - 工 実績評価方式により事後評価中の政策

評価対象政策	
1	法教育の推進
2	検察権行使を支える事務の適正な運営
3	矯正施設における適正な処遇の実施
4	保護観察対象者等の改善更生
5	登記事務の適正円滑な処理
6	出入国の公正な管理
7	法務行政における国際協力の推進

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 19 年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、2 つの法務に関する調査研究を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 26 日に「平成 19 年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 8 - 3 - 才 事業評価方式により事後評価した政策(終了後)

評価対象政策	
〔 - 3 - (1) 〕	
1	法務に関する調査研究(配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究)
2	法務に関する調査研究(高齢犯罪者に関する総合的研究)

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html) の表 8 - 4 - 参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

- (4) 事業評価方式を用いて、平成 20 年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、2 つの法務に関する調査研究を対象として評価を実施中（平成 21 年 8 月公表予定）。

表 8 - 3 - 力 事業評価方式により事後評価中の政策

評価対象政策	
〔 - 3 - (1) 〕	
1	法務に関する調査研究(再犯防止に関する総合的研究)
2	法務に関する調査研究(犯罪被害に関する総合的研究)

(注) 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

- (5) 総合評価方式を用いて、平成 20 年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 5 施策を対象として評価を実施中。

表 8 - 3 - キ 総合評価方式により事後評価中の政策

評 価 対 象 政 策	
1	社会経済情勢に即応した基本法制の整備〔 - 1 - (1)〕
2	裁判員制度の啓発推進(成果重視事業)〔 - 2 - (2)〕
3	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 〔 - 7 - (1)〕
4	人権の擁護〔 - 10 - (1)〕
5	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理〔 - 11 - (1)〕

(注) 評価対象政策名の右の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

政策体系(法務省)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの

基本政策	政策	施策
基本法制の維持及び整備	1 基本法制の維持及び整備	(1) 社会経済情勢に即応した基本法制の整備
	2 司法制度改革の推進	(1) 総合法律支援の充実強化 (2) 裁判員制度の啓発推進 (3) 法曹養成制度の充実 (4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (5) 法教育の推進
	3 法務に関する調査研究	(1) 法務に関する調査研究
法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	4 検察権の適正迅速な行使	(1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営
	5 矯正処遇の適正な実施	(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進
	6 更生保護活動の適切な実施	(1) 保護観察対象者等の改善更生 (2) 犯罪予防活動の助長 (3) 医療観察対象者の社会復帰
	7 破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施	(1) 破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施
	8 団体の規制処分の適正な審査・決定	(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定
国民の権利擁護	9 国民の財産や身分関係の保護	(1) 登記事務の適正円滑な処理 (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督
	10 人権の擁護	(1) 人権の擁護
国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
出入国の公正な管理	12 出入国の公正な管理	(1) 出入国の公正な管理
法務行政における国際化対応・国際協力	13 法務行政における国際化対応・国際協力	(1) 法務行政の国際化への対応 (2) 法務行政における国際協力の推進
法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	(1) 法務行政に対する理解の促進 (2) 施設の整備 (3) 法務行政の情報化 (4) 職員の多様性及び能力の確保